

# ほけんだより

令和2年12月3日  
山梨県立ろう学校 保健室

## 保護者の方へ～新型コロナウイルス感染症の対応について～

12月になりましたが、全国規模で感染拡大が広がっており、山梨県でもクラスターの発生が日々報告されています。

周辺地域での感染拡大や本校で感染者が発生した場合の対応をお知らせいたします。

### 1 学校において感染者等が発生した場合の対応について

#### (1) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

幼児生の感染が判明した場合又は幼児生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該幼児生に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を行います。

なお、濃厚接触者については、PCR検査が陰性であっても、保健所が指定した自宅観察期間は、出席停止となります。

#### ○ 感染者等の定義及び出席の取扱い等について

(県の通知より抜粋)

|        | 定 義                                                                                                    | 取扱い等                                                                   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 感 染 者  | 症状の有無に関わらず、PCR検査等で陽性が確定された者                                                                            | ・ 出席停止<br>※医師の指示により登校開始                                                |
| 濃厚接触者  | 発症日(無症状の場合は検体採取日)2日前より、感染者と同居あるいは長時間の接触、または、手で触れることが出来る距離(1m程度以内)で必要な感染予防策なしで15分以上接触のあった者<br>※保健所が特定する | ・ PCR検査が陰性であっても、保健所が指定した自宅観察期間は、出席停止<br>※この間、同居家族も含め体調に変化があればすぐに保健所へ連絡 |
| ※接 触 者 | 濃厚接触者ではないが、授業や部活動などで感染者と接触があった者<br>※保健所が特定する                                                           | ・ PCR検査の結果が判明するまでは出席停止                                                 |

※ 接触者とは、児童生徒が幅広く PCR 検査を受けられるよう保健所が特定するものである。

#### (2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該幼児生を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養してください。(この場合、「欠席日数」とせず、「出席停止」となります。)

なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる必要があるケースもありますが、その場合には、他者との接触を可能な限り避けられるよう、別室(相談室)で待機させるなどの配慮をします。

### 2 臨時休業の判断について

#### (1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

幼児生や教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業を実施します。感染者が発生した場合、1～3日の臨時休業を実施してから、学校を再開する可能性があります。

今後、感染拡大が生じた場合、感染者、そのご家族についての憶測や、誹謗中傷などがおきかないよう皆様におかれましては冷静な対応をお願いいたします。

全国的にも感染拡大が広がっています。手洗い・うがい、マスクの着用、日常の健康観察の実施等、感染症予防について、引き続きよろしくをお願いいたします。